

Title	奥州地方に於ける特種信仰：隠念佛に就て
Sub Title	
Author	佐々木, 喜善(Sasaki, Kizen)
Publisher	三田史学会
Publication year	1931
Jtitle	史学 Vol.10, No.2 (1931. 6) ,p.27(185)- 80(238)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19310600-0027

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

奥州地方に於ける特種信仰

— 隱念佛に就て —

若し奥州地方の文化を研究してみやうと云ふ者があつたら、どうしても其中央部に行はれて居る隱念佛に觸れて行かねばならなかつた。隱念佛を知らないで何が奥州地方の人情風俗が分らうと云ふ氣持はさへした。それが今日の現在に於ても民間に極めて根強い潜勢力と廣汎なる信仰分布とを持つて居るからであつた。

それが例へば自分の生れた村にしても、僅か五百軒ばかりの一盆地であるに係らず、其盡くと云つてもよい程度に皆此宗派の信者であつた。例外は檀那寺が二軒、山伏修験の家が二軒、此四軒ばかりであつた。其同行(此宗派では信者を斯く云ふ)は村中凡二千五六百人位と見るとして其中智識と呼ばれる導師は各部落に一人か二人の割合にあつた。これは前述の如く自分の小さい村の情況であつて、他の奥州の諸地方のことは推知せられるであらう。私の少年の時分の記憶によると、師走であつたか二月下りで

あつたか、とにかく非常な大吹雪の日に、此隱念佛の一團が羅紗のマントや古風な引卷ひきましなどを着て、吹立つ雪の雲の中に見え隠れしつゝ、村の道を行く其状態ありさまであつた。私達はそれを障子の隙穴から覗いて見て、祖母と二人で隱念佛の先生達が來たから、晩には智識様の家に御説教があるだらうと語合つた。其様に此宗派の導師達は年に一二回づつは村に廻つて來るのであつた。これは私の村が屬してゐる岩手縣膽澤郡佐倉川村の澁谷地家の人々であつた。大正十年三月現在の調査に據ると、此澁谷地家に附屬してゐる地方は、岩手縣下での膽澤、江刺、和賀、稗貫、上閉伊、下閉伊の諸地方で、智識は四百餘人、信者五萬餘人と稱して居た。(此宗派の大先立の談)

此外に岩手郡、紫波郡、下閉伊郡の奥地地方に繩張を持つ盛岡派と云ふのがあり、又紫波郡八重島派と云ふのがあり、宮城縣栗原郡に一派ありて、栗原、木吉地方から東西磐井郡地方に勢力範圍を持ち、其間に上幅派、岩崎派等が介在して廣汎なる此地方全體に其宗派の網を張つた。

澁谷地家、御本家の老先生は、私の逢つた大正十年三月には既に七十位の人であつた。此老人の談に據れば、奥州地方の總本家は福島縣東山の大綱おふみと云ふ所にある。そして氣仙郡、それから九戸、二戸、三戸の諸郡地方には無いやうであると云つて居た。ところが此五萬の信者に生佛と崇められる老先生が、自分の宗派が如何に奥地に強固に活きて活動してゐたかを御存じなかつた。こんなところが所謂隱念佛の隱念佛たる所以であらうと苦笑を禁せられざる次第であつた。

今試に現在に於ける此宗派の實情は如何であるか、其をもつとも客觀的に觀た新聞紙の報ずるところに依つて明かにしたいと思ふ。昭和六年一月のとても吹雪する十三日の夜に、青森縣下に起つた事件を記録する。即ち本年一月十六日、青森市や八戸市で發行する、奥南新報や東奥日報、其他が次のやうな記事を一齋に報導した。

其記事に曰く、南部の惡習、隱念佛の一團、八戸警察で突如檢束した。今年の一月の十三、十四日は全國的に襲來した大吹雪の最中であつた。青森縣三戸郡是川村(八戸市から一里程の所)字岩ノ澤の上野某方に催された隱念佛の同行、男八十人女七十餘人の一團か突如として檢舉されて、八戸警察署に引致され取調中である。現吉田八戸警察署長は前任時代即ち二十年も以前から此臭類の檢舉に腐心して居たけれども、其巧妙を極めた集會を探知することが出来なかつた。

抑此隱念佛と云ふのは、岩手縣の東海岸地方に旺んで、當地(八戸市)では是川、階上、大館村などを中心に附近村落は勿論、八戸市内に侵入して居る絶體秘密を守る宗教團體であつて、集會には入口に張番を立たせ置き、導師は親鸞聖人の教を説くが最後には信者等が各自の前に灯してある蠟燭の火を吹消して眞暗闇にして、暗中摸索し男女が風俗を亂して居るもので、其秘密は他日絶體に口外せぬことは掟である。此宗教あるうちは此土地に處女を求められないと云ふ程の邪教であると警察當局は認めて居る。此度檢舉された頭目上野某其他の信者等も、そんな風俗を亂すやうな事は絶體にないと申述べたさう一

同口を緘して一言も云はぬので、係員を非常に手古摺らせて居る。此檢舉された一團の中には村會議員が四名もあつた。其様に偉大な勢力のある秘密宗教である云々(新聞記事の摘要)と云つてゐた。

現在實に斯う云ふ風であつた。斯の隱念佛ほど近世奥州地方の精神文化に深い陰影と感化を及ぼしたものはなかつた。其影響が如何に根強く此地方の民衆に所謂隱念佛的なるものを與へ、そして其が如何に成長發達して來たか、其點について私は少しく考へて見たいと思つたのである。

二

奥州の中部地方に分布する隱念佛の現在の流派が、どんな風であるかと云ふ事を考へて見る。今日自分の知つて居る範圍では次の通りであつた。

- (1) 澁谷地派
- (2) 上幅派
- (3) 栗原派
- (4) 八重畠派
- (5) 紫波派
- (6) 盛岡派

(7) 階上山を中心に分布した流派

(8) 仙臺地方の流俗

(9) 大綱派

(10) 其他の諸流派

此中、澁谷地派が前に言つた通り尤も信者も多く範圍も廣いやうである。其に次ぐに盛岡派、紫波派、八重畠派から分派したと想像される青森縣の三戸地方、即ち階上山麓周圍の村々に行はれてゐる流派、上幅派、栗原派と云ふ順に見るのが妥當のやうである。然しながら何れにしても全く秘密の宗教團體のこと故、其等を數字的に分布勢力を知ることが勿論不可能である。これは地方の情勢と信仰の形式等から觀察した自分の想像の多分に含まれて居ることは、此宗派の性質上止むを得ない事である。

此所に何人も知りたい其隱念佛の隠すべき秘事の行事、形式内容等であるが、これも同行仲間の間でも決して言はず、暗黙的に相互理解し相應して居るのであるから、一度此宗派に入り御取上を修得した體驗を持つて居る者でなければ分らぬのである。然し其御取上の式も信仰相應に依つて、甲と乙とが同一でなかつたので、甲の體驗を其儘他人に應用して想像することが出来なかつた。其邊は即ち隱念佛の本領なのであるけれども、然し入宗の場合にこれだけは何人も經驗するらしき儀式の一端を次に言つて見る。これだけなら秘密でも何でもなく、所謂隠すべき何等の陰影がないのであつた。

第一に身近な者の體驗を話さう、之は故意に意を構へざる以上、事實に徹底して居るからである。大正九年十二月某日の經驗であつたが、宵から大風雨が起り、平素ならば一寸先き戶外等には出られぬ夜であつた。其者兼て入信を申込んで居たけれども、智識其他が何の彼のと言を左右にして殆ど三年許りと云ふものは其導入を肯んじなかつた。貴下は今流行の人であるから、古臭い御内法等に入るよりも耶蘇教へでも入つた方がよくは無いかなど茶化し去る。色々言譯しても只笑つて相手にしなかつた。そこで其者が隣家の御脇役(智識の下に居る者)の友人に、自分も他の皆の村人の様に昔から傳つて、祖父祖母も其教の中に生きた宗教に入りたばかりで、其他に何等の野心も慾も無いからと云ふ様な事を、逢ふ度毎に言ふと、三年の間に成程此男も一心眞向に念佛を求め、其念佛に入信させる資格が出来たと思つたものか、前云ふ大嵐の夜の眞夜中に、其友人に不意に呼び起されて、これから直ぐに智識の家へ往かうと云ふ。仕度をして其家に行くと、家人は皆寢沈まつて智識たつた一人の外誰も他人が起きて居なかつた。智識の老人と友人の御脇役、其から自分と娘だけであつた。娘は當時九歳ばかりの子供で、何も知らぬ頑是ない者で可愛想ではあつたが、自分の信仰の眞實さを彼等に示す爲に道連をさせたのであつた。先立の二人と共に、自分達も手を洗清めて、奥座敷の佛間に通された。煤で眞黒くなつた佛間にはよく権皮佛で見る阿彌陀如來の繪圖が懸けてあり、其稚拙な繪の後光の線の金泥とが、眞黒い畫面に蠟燭の火の明りで異様に光つてゐた。其掛軸を正面中心として、智識は左座に御脇は右座に座つて、正面

の間には自分等は座らせられて、智識の言葉によつて禮拜をした。智識は曰ふ、南無とは助け給へと云ふ事なり、其でお前達は一生懸命に、助け給へ、助け給へと唱へよ云々と、其が濟むと今度は御脇は一生懸命に、ナンマンガア、ナンマンガアと唱へると云ふ。其には両手を作法通りに組合せ、それで緊く腹部をおさへつけつゝ、殆ど疊に額を押つけるばかりにして唱文するのである。其事稍一時餘りもあつて、智識より助けたと云ふ聲がかゝれば、御脇が側にありて自分等を引起し、更にナンマンガアと長促音に強く唱へさせて大口を開かせ、蠟燭の火で口中を照して見て、再び、助かつた。首尾能く往生し佛身となりましたと云つた。ところが稚い娘の方はなかなか其佛身になれないので、其を二三回繰返させられた。其間智識御脇も一生懸命に念佛を唱へて手傳つてくれるのであつた。(此は澁谷地派の智識の行ふた岩手縣上閉伊郡土淵村山間部地方の一形式である。)

又本年二十三歳の女の經驗談に據れば、或家の奥座敷に大仰山な後光を背負つた阿彌陀佛の懸物をかけ、それを中心として一室に大勢の信者が一杯に充滿して、蠟燭の火を消して暗黒にして置き、一齋にナンマンガア、ナンマンガアと合唱して居た。自分もさうして蹲つて居ると誰か分らぬが未入信の娘共を膝ついた姿勢の儘にそつと搔抱上げて智識様の前に持運びて、尙強くナンマンガアと唱へさせ、蠟燭に火を點けて口中を覗見して、よしッ助けたと云つた云云(岩手縣下閉伊郡刈屋村邊、澁谷地派の一形式。)

本年三十三歳の女の經驗談、五六歳の時、真夜中に眠いのを乳母に呼起されて、暗の中をおぶはれて何

所の家とも知らぬ大きな家に連れて行かれた。其家には座敷から常居まで一杯の人で、暗い室内に皆平伏してナンマンダア、ナンマンダアと唱へて居た。其室に入つて行き、乳母等と共に皆と同様に平伏してゐると、誰か大きな男の人に膝まづいた儘で抱上げられて、老人の前に連れて行かれた。乳母等其他の人々も一齋に助け給へ、助け給へと唱へて助けられたが、私はなかなか住生が出来なくて皆に大層御骨折をさせたことであつた。今はそれが何所の家で、どう云ふ人達であつたか、皆目分らぬ云々(岩手縣膽澤郡金ヶ崎町に行はれる上幅派の一形式。)

紫波派、八重島派、盛岡派は其根元を同じくするもの様である。御取上の形式は他派と大同小異であるが、ただ蠟燭の火を消さず、大勢の信者の目前で行ふ。そして此派は暗室の秘密秘事は極力非難すると云ふ。(澁谷地老師の談。)

三

例へば昭和四年十一月中、岩手毎日新聞に連載せられた、森嘉兵衛氏の「岩手縣下に於ける隱念佛」と稱する一論文に據ると、此盛岡地方の此宗派を詳細縷説して餘すところが無かつた。其所説は宛然自分の云はうとする所、自分の説かうとする所に合致する節があるから、其事情と確さを證する爲に自分一人で云はうとする事を、又氏の口を借りて此所に明かにして貰はうと思ふ。

森氏曰く、隱念佛、其組織は、善智識又は單に智識、御脇又は御側、同行、警番の四階級に依つて構成され、此四階級の人々は平常は俗間の人々であつて士農工商の夫々の家業を營む者等であつた。

善智識とは此宗門の最高位にあるもので、淨土眞宗で云ふ語を其儘用ゐたものである。其意味も同様ではあるが、たゞ隱念佛に於ては集會の司會者であり且其所謂秘事を行ふ人の謂である。其初め隱念佛を布教せる僧侶(佐々木考、果して僧侶であつたか)が當時の民衆の動く所を察し、一般智識なき民衆にも「救の」教理を最も簡便に決定しめたのである。六字の名號、阿彌陀佛の繪像、或は親鸞が最も尊敬して居た「聖徳太子出廬の繪」を書與へ、知識は代々之等の物を傳へてゐた。盛岡地方では之を智識さんと稱してゐた。平常は家業を營み普通一人一代であつて、自分の御脇中から自分に代る可き熱心家を撰んで智識を讓つた。

御脇は知識の側に座し、説教の場合、秘事を行ふ場合等に種々補佐をなす人で、同行中の最も熱心者が昇格するのである。知識は普通一人であるが其下に此御脇役は大體二三人である。同行は一般信者で警番は願人(求信者)等の集會の場合に其集會場たる家の周圍に立つて其漏洩故障を警戒する役目である。

斯の如き組織の下に行はれた宗派の内容を見るに、其教義は淨土眞宗と全く同一の物で、蓮如上人の「御文」を簡短に説き、外に正統派の淨土眞宗が所謂異義であるとして排斥した「蓮如上人秘方一卷」(本書は室町時代の前後より、盛に行はれた、神佛儒合致の思想に、心血脉鈔の思想を混じて、三道合致を説

ける俗書)「八萬帖」「眞宗安心緊要録」等を説く。説教の内容を要約すれば、先づ彌陀にタノムとは如何なる意味か、又タスケタマへとか、信心とか、二種深心、聞其名號、一心歸命など、これらは如何なる意味をなせるものであるかを、前掲の書にもとづいて説く。極惡世界の煩惱から一刻も速く逃去り、功德成就して、安養淨土に迎へられん爲には、心に二つなく、唯一心に彌陀にタノムより外に道は無い。唯一向に彌陀にタノメば、己が信心は佛心と一つに成るが故に、一念歸命、信心決定して、彌陀の大慈大悲に救はれ往生を遂げる事が出来ること云ふのである。然乍ら一般衆生は雜念多く、唯念佛申しても信心決定することが困難であるから、彌陀の大慈大悲に信順して、一切衆生の往生を安易ならしめる爲に、タスケタマへと力唱一心無念に統一し、其大慈大悲に絶體歸依して、初めて惡業多き身も救はれ得ると云ふが如き意味の説教をするのである。

然し此宗門はこんな抽象的な説教のみでは満足出来ない。寧ろ信徒等が頌歌する「説教の千座に勝る早道は宗の安心其要なり」で何等か具體的の歸命決定を要求する、其はとりも直さず此宗の唯一無二の秘事、即身成佛の秘法御取上の行事である。此行事に入る前に智識は願人に向つて、一度此宗門に入つた後は、假令親兄弟たりとも絶対に之を他言してはならない。若し口外せば、其身は申すに及ばず、六親眷族、三世迄も其佛罰を免れ無いと誓約せしめる。之を口約の場合もあるが、誓約書を取つた例もある。今参考の爲に之を次に掲げる。

誓約申一札之事

今般私儀、宿善目出度、眞之善智識に逢奉り、祖師聖人より御相傳に相成候、在家直傳の他力易行の法を聽聞仕り、信心堅固に相成候上は、例へ親子兄弟夫婦の間柄と雖も一味同行之外、決して口外へ語り申間敷候。萬一心得違致し、他言仕候はば、佛祖の御縁にはづれ、神々の御罰を蒙り、此世未來共永く沈み可申、依而誓狀如件。

年號月日

何 某

善智識、何右衛門様

斯様に誓約をした後、一人づゝ白と赤と毛氈様のものを敷いた暗室を通らしめ、土藏のやうな薄暗さ部屋に願人を導く。其部屋には阿彌陀佛の繪像（主として水澤地方）或は六字名號、又は聖徳太子出廬の圖（盛岡地方）を正面に掛け、其前に燈明と香華を供へ、側に善智識坐し、正面に向つて秘事を受けやうとする願人を座せしめ、御脇は其傍に居る。此時智識は御脇願人と共に一心に念佛を唱へ、其が濟むと此度は願人にもみ一心不斷に、助け給へと唱へしめる。之を唱へると同時に躰を前に伏して繰返す。斯うして居るうちに願人自然失神せる如き状態まで一心を集中した時、智識は願人の背を叩いて、「御助け」と大喝する。之で秘事が終つたのである。

此時願人が眞に一心歸命を念じ、無我の境に達し、念佛の妙諦に達する事が出来たならば、其願人の

口中から彌陀の光明が入る。若其光明が無かつたならば未だ其人は未熟であるから、更に一心精進しなければならぬと説くのである。此方法は各所に於て種々と多少の相異があつた。水澤地方に於けるものは繪像其他居間の裝飾は江戸と同様(佐々木曰後段に引例する。)であるが、たゞ秘事中に七相、即ち目、耳、鼻、舌、口、手、足を檢し(佐々木曰、新戸邊仙岳氏所藏、御内法と云ふ寫本には此條七相を檢定するは領る肝要なり、實地に就て見聞せざれば其加減解難し、口傳とあり。)盛岡地方では口中だけを見ると云ふ云々(文意摘要)と云つて居る。

岩手縣下閉伊郡の山間地方に入込んでゐる大綱派(福島縣東白河郡竹貫村)の布教者の話であると、此地方に入込んで居る秘事法門は邪法である。御賽錢を掻集める爲の詐欺師の行爲である。眞實の念佛は所謂表一向眞宗にもあらず、將亦巷間の俗信邪法の隱念佛にもあらず、獨り大綱派の説く御内法(?)であると説教し、他の念佛を未熟邪法の不決定と罵倒した。よつて所謂秘事行事も無く、普通一般の淨土念佛であつた云々。(同郡小國村にて、澁谷地派の一信者談。)

仙臺地方では明治の末期迄はたしかにあつたが、現存命の人の記憶では明治二十年代前後迄は尤も盛であつた。此地方では御藏門徒、或は不施不受、大切支丹等と呼んで居た。當時東八番か九番町邊の某寺の僧侶が、平素至つて貧乏であつたが、時々近郷の村々を歩き、二三ヶ月目に寺に還ると財寶甚だ裕福になつて居た。財集まれば庫裡にて日夜を嫌はず酒を飲んで居て、其が無くなれば復村方に出て行つ

た。そんな事二三年間續いて居たが遂に寺内に一の大きな倉を建て、眞夜其所に老若男女を引入れて盛に異安心の念佛を行つて居た。同業の僧侶共大に憤慨して、彼奴俗衆方に遣る秘事法門を行ひ、愚民愚夫どもを籠絡して居る。鼻持のならぬ男であると罵倒した。けれども本人は一向平氣にて、余は彌陀如来の御蔭にて日夜其許等の口にし得ぬ美食美酒をあふぐ、是亦三世の一得ならんやと嘯いて相手にしなかつた。某氏は友人とて日夜其寺に入浸り共に飲食の饗應にあづかつたが、いくら前後不覺に酔ひしれども其御倉門徒の内容に觸れて行くと、口を噤みて絶対に語らなかつた云々。(昭和六年二月某日、其僧侶の遺友某氏談。其僧侶は疾うに死んだ。)

四

其他の地方の實情に就ては何事も知ることが出來ないが、往年は京阪地方關東一圓にも盛であつたことが分る。例へば寶曆年中、京阪地方に秘事法門が隆盛を極めた爲に、正統派の浄土眞宗も之が絶滅に苦心努力したが其寸効無く、益々蔓延する一方であつた。遂に同五年に大阪奉行に訴を起し、幕府の力を借りて撲滅しやうとて、次の次第を自派の寺々に通達した。

當秋七月、西方法中ヨリ、御當方中之内三四箇寺、大々手寄ノ法中御案内之事有之、其趣ハ年來秘事法門所に相聞エ候處、近年夥數相彌リ、歎數存面々共申合、凡三十年來心懸ノ筋を以、町々門徒窃ニ

協議之上、證據儘成分名前書記、此旨本山エ差出候ニ付右名前ノ内御當派並佛光寺派ノ僧俗其他宗門之名迄入組有之候故、本寺之料簡ニモ難及、右吟味之事、二條公邊エ御頼之使者被差出候然上ハ御當派ヘモ御吟味相懸リ可申候、勿論此儀東西佛光寺入組候テ講ヲ結、專秘事相募候事故、何レ共難致遠量、一般ニ名前書上候事故爲御知申候(下略)

之に依つて見れば上方地方にては、大部の寺方淨土眞宗、佛光寺派の僧侶迄も同意して流行を極めた様に見える。さうして之爲に大阪奉行により取調を受けた。其判決文を參考する。

大阪奉行伺

一異風成法儀相觀候一件

永井伊豫領分

河州茨田郡大庭一番村之内佐太領融通大念佛宗本山

來迎寺住持

慈 空

右ノモノ一宗本山ノ住職イタシ候上ハ、別テ其示意之趣相辨可申處、先住茲雲傳法イタシ來候念佛弘通ノ觀方、假令佛書經釋、又ハ先々住茲觀以來、傳來ノ書記ニ依リ有之候逆、儘成傳來モ無之儀ヲ、融通大念佛往生安心ノ勸方之由、慈雲化申、同人代ヨリ仕來ノ通、猥ニ俗人ニ傳法イタシ、息ノ及ブダケ、助ケ給ヘト唱サセ、息ノ不出相成候上ニテ、決定往生ト申聞、存命ノモノヲ心魂ハ往生致シ空

體ニ相成候間、其身ノ弔ヲモ可致旨申教、右宗方ヲ誹謗イタシ候ハバ、其者ノ罪ニ可相成杯ト品ヲ附
他言不致様申教候始末、全ク秘事法門ニ相當候、異體ノ法義相弘、右傳法ノ内、西山流傳來ノ趣モ有
之乍心付、此者鎮西流五重宗脉受候身分ニテ容易ニ相用、專俗人ニ宗門ノ口授致シ候。御式ヲ猥ニ取
計候段、旁不埒ニ御座候間、同心ノ趣證文申付候上退隱、此儀御定書ニ三島派不受不施類ノ法ヲ勘候
モノ、可致改宗由申談トモ遠島ト有之、此モノ觀候法ハ三島派不受不施ニハ無之候共、邪法異體ニハ
相違無御座、一宗本山ノ住職ニテ、右様異體の勸方、正法ト存候由ハ立難、愚昧ノ世俗ヲ迷ハシ候ハ、
三島派不受不施ニモ似寄可申、右御定ヘ准シ遠島。(下略)(眞宗大系の秘事法門篇參照)
と謂ふて居る。關東、江戸に於ては後述の水澤在の澁谷地の武平等に此宗派傳授した、江戸の墨屋仁
兵衛と云者の系統は分らぬが此家二代勘六等と共に磔刑になつた水澤家の侍衆山崎奎左衛門等に傳授し
た、通かゝりの六十六部とあるのは、實は江戸公儀鍛冶御用達小細工次郎兵衛の弟子であつたと云ふ
(森氏)。又元祿年間は江戸中で此宗派のもつとも盛な時代であつて、善智識新吉原近江屋善兵衛の下に
は信者四萬を有して居つたが、後に此人は流刑になつたと(同上)又山崎義成の「兎園小説」第十輯に據る
と、其當時の内容状態を極めて綿密に累述して居るから煩を意とせず記して見る。

庫法門

往昔、世に庫法門(俗に御庫門徒とも云ふ)とて怪しき宗旨ありしが、或人其宗をいと怪しみて、彼法

に入り、委しく其勸むる手段を試み、愈々直ならぬ教なりければ、官府へ訴訟し奉りしかば、聽て之を戒め置きさせ給へり。其傳へ申し、人の其宗門の勸むる態を詳に記し、庫憲法と題せる冊子あり(又二樵話(?)とて彼の庫法門の事を記したる此二書にて、彼宗は詳かに知らるべし。)其序云ふ、自レ古邪說惑レ人矣、而庫憲法之行也、亡慮百年焉、人間無レ一人知之、則其險秘藏可レ知也、此書一出、邪法屏息、冷膽無レ可レ施、其術、其功不レ亦偉乎と云へり。即此頃何くれのわざしけりて、未だ兎園の料を得ざりき。茲に於て嘗て庫憲法を鈔し藏したりしを寫出す。徂徠翁の崎人十篇に題して云ふ、遂寫レ一通、以爲燃レ戸照レ怪之具云々と、予が此書に於ても亦然り。(佐々木曰、此所までは本文とは關係がないが、此宗派を詳記した書物があると謂ふから丸寫しにした。)

教主を善兵衛と云ふ、元來、行徳村の者にて、幼少より傳馬町中野屋と申す、龜甲細工致す者の方に奉公せしが、身持悪くて彼家を追出され、芝居役者の聲真似を申して齒磨など商ひたり。其後此宗を弘む。(按に二樵話が云ふ善兵衛、法名は善正一人なり。外に源右衛門とて神田にあり、之を神田方と云へり。)傳來も四代迄は姓名覺えたれど、其以前は名を知らずと云ふ。尤も皆俗形にて僧は無之由、勸め方の次第は、江戸田舎共に、右信仰の者共の内にて、譬へば親族にても他人にても、此者を勸込み可申と心得候へば、事の序に世話人に話し、世話人承り、其勸め可申者の行狀、又は宗旨其外氣質迄も篤と承り、誤りも有間敷思ひ候へば、勸めさせ申候へ共、至りて大事に不調法無之様に申含め候。

夫より晝夜不懈附纏ひ何につけても深切に實情を盡し、神道信仰の人は六根清淨の祓など神秘がましい事をほのめかし、儒學など聽かじりし者へは、顔子が所樂は何事ぞなど申し、其者の心を引動し、又人の貴賤を擇ばず、賤者の殊に尊く存候譯は、我々がやうなる下賤の者を、御同行よ行者衆よと、歴々の人と同じく致すこと誠に利を企づる爲にも無く、外聞を畏るゝも無く、只此報恩には金錢は力に及ばずなど、人を勸むべき手段てだてをなし、教訓し、又は佛法者なれば、人々は佛法信仰し給へども、未だよき智識に逢ひ給はぬ故、誠の事を聞き給はず、殘多き事なりなど申候故、扱は道德勝れし出家なごに近づきて人知らず尊き教など、聽聞致すものと存じ、何卒斯る智識あらば我も近寄りて法談にても聽聞したきと思ふ心、出來窃に參り候へば、始はわざと隠すやうに、もてなし、成程尊き師の話なし候(?)扱引合せくれと頻に頼み候へば、何かにつけ日を延ばし、爰、彼の人々致(?)候て法義物語し、誠の道を弘むるには、志淺くては至難く、不惜身命の心にて求め候はゞ、終には志願成就の時も可有之間、只心に絶間なく、手足をはこび、家にありても専念し、我信なる佛菩薩にも誠の智識に逢はせ給へと、一心に念じ給へなど、申聞え候儘、理に至極して、教の通りなり、念ずる内に何卒片時も早く智識の人に逢ひ申度と、切に頼み、無改儀時は京に至りて、信心の同行の招ぎにて上京し給ふの、或はみちのく、又は其所の田舎など申し延ばして、待遠くおぼすべし。智識に逢ひ給迄に、あたしが法話を先づ聞かせ申すべしとて、高弟の辨舌ある者に云はせ申候。是を下催促と申候。唯求むる

心いたゆまぬやうにとのみ、心はげませ引立て候。是深き謀なり。近内智識江戸へ渡り給へば案内申すべしとて、其日になれば、彼引立の同行伴ひて、同行の宅と覺しく人數多集ひたる所へ行さぬ。一間に壇しきて、經机等置きたるは智識の在する設なりと見ゆ。凡三四十人も集りこぞり居る體、あやしく珍らかなり。辰ノ刻ばかりに、智識參り給ふなど窃に云合へり。彼設の座に着くを見れば、若き男なり。こはいかなる事にかと思ふに、何れも此程同行衆の者を通して、佛法の事切に求めおはする由承はりて、奇特に思ひ侍り、とく遣ひ奉るべきを、さわる事ありて遅なり侍る由などを、懇に云ふことの體、なめげならず恭々し。是善兵衛なり。扱云ふ様佛教の一大事は、法衣まごへる老僧のし侍る可きを在俗の年若き者のまみえ侍れば、怪しく思召すべし。是には段々の譯のあることなり。先、蓮如上人の御歌に、説く人の姿を見るな聞く人の理ことばさ、て身の徳とせよ、と申す歌を語り、八宗九宗の大意、神儒の極意等を申聞かせ候。愚昧の者は至極の法門と驚入候。今の一向宗とは、我慢愚痴にして自力を事とす。我傳ふるところは、蓮如上人より、江州金ヶ森の道西に傳へ、嫡々相續して、某に至れり。御文八十一通あり。其内肝要なるを讀むべしとて、御文を讀む。坊主をいましめの御文なれば、さきの詞に引合せて、京都様をも譏り奉る趣明かなり。又(此所不明)にも座を設くるも昨日の如し。はや昨日説勧められて涙にくれ給ひたる故、今日は涙の落つること早し。辰の刻より午の刻迄に法談畢れば、男女残りなく泣叫ぶ。外に斯るためしあるべきやと思へり。夫より扇を持ち、地を打ち

て、虎と見て石に立つ矢もあるものを、と云ふ歌を云ひ、命を棄つる程にと云しは未だ御心の知れ侍らざればなり。誠は命生きて歸らせ給ふことは難きなり。命なくなり給ふなれば、夢々悔ひ給ふべからず、父に兄弟、金銀、何にても思ひ給ふことあらば、とく歸り給へと、強く云ひ、譬へを立てたせ、是を懺悔と云へり。夫より五重の消息を讀聞かせ、はや法談は止め、智識の前に一人々々出でて、手を組合せて、鳩尾の下をしつかとあさへさせ、目を塞ぎ、(此所不明)聞するは、南無と云ふは助け給へと云ふ詞なり、之を幾度も幾度も唱へ給へ。扱其程に、如來頼り、信心せしめ給ふ故、あまた佛の己が身へ宿り給ふなり。是南無と頼む機と、阿彌陀佛の法と、機法一體にて、南無阿彌陀佛全く備はり給ふなり。世にナムアミダブツとばかり唱ふは笑ふべきことなりとぞ、理を細かに云聞かせ、扱廣き座敷に幾人も幾人も手を組み目を塞ぎ、助け給へ々々々と云いて居るに、後を屏風にてかこむ。斯ある程に、志の強きは唱ふる聲も力を入れて見ゆるを、世話人と云ふ者、後の方より兩脇に手を入れ抱きて藏に連行くなり。藏の内に佛壇ありて、前に燈明、線香、楮の花など備へたり。前の方に善兵衛、冬(?)にても淨衣にリソボン(?)をはき、左に行悦、又稻葉屋など云ふ定徒居たり。縁とりたる敷物の上へ、抱え來れば、行者に、善兵衛向ひ、目を開き給へと云ふ。始めて見れば、思ひもかけぬ座に直り居る。異様なる者共あまた居る故、誰も誰も驚く。斯て善兵衛云ふやう、尊像阿彌陀佛へ向きて、前の如く目を閉ぢ、人の詞につき、助け給へ々々々と唱ふべし。如何程苦しき事

ありとも退くことあるべからずと云ひ教へて、數多の人々、代る代る、助け給へ々々々と唱ふ。其聲始めは低く、次第次第に高く唱ふる程に、助音する者は大勢にて、唱ふる者は一人なれば、苦しき云はん方なし。又信ずる者は少しもためらはず、早う死なばや、其心にてたゆまねば、やがて面も變り、さながら死せる者の如し。女などは髪、面にかゝり、叫ぶさま、信なくて見つれば淺間しき事云はん方なし。

斯行者をとらへ、引仰向け、耳に口をあてて、助けたりつと云ふ。其叫の聲給ふて、耳に入り、はや往生の業成就したりと思ふにや、はつと云ふ聲を上げて泣出す。傍なる知識、よくしたりとて悦び合へり。斯て人、伴ひて藏を出づ。静かなる所へ臥さしめ介抱す。斯て人は語合ふは、今までは訪ひ申すべきも、禁しめなれば、餘所にのみ見侍りしが、はや其方様の人となりしとて、物語りす。近き邊りの人は酒飲みなどせり。凡て之を終の日と定めて、七日の法事、一週忌、三四より常に異なる事なし。それより後は強てまみゆる事もなく、布施等送る類ひも無し。一紙半錢なりとて、人より給ふ致儀にあらずなど云は、大なる偽にて、參詣の者、施物香奠など、奉りたき由、彼引立共に云へば、堅く厭ひ給ふを、目の當り奉給はんは如何なり。去りながら志の程、切に思ひ給はと、我等がする如くし給へ、佛間の中に、小さき穴あり、是へ志の程落し入れて歸り給へ。さらばお手へ届くこともあるべし。よしや其儘空しくなればとて、其許の志は、佛こそ知り給ふらめ、志厚く人々に、あるじやられし(？)

報ひをせざれらんは、犬猫にも劣れりと思ふは人情の常など云て、衣類、米麥等、寄附するは寺僧に異りたることなし。其術中に入りぬれば、如何で望をわきまへ知らんや、實に淺間しき、かなしき事、此事に止まれり。

文正乙酉孟冬朔

山崎美成識

此御庫門徒は初め、延寶、天和の頃盛なりしが、露見して其儘流刑せられたり。多賀潮古（佐々木曰、此人は英一蝶）八丈島へ流されしも此故なりとぞ。斯て明和中又盛になりしも、或人（天命中狂歌をもて名聞えたる町人なり、憚りて此所に記さず）訴訟し、かば、やがて罪なはせ給ひてより、絶えたるはいと目出度し。近頃又富士講と云ふものあり。寛政年中停止せられしが、今も尙あり。されば富士講の行者は、御廊内は更なり、御門をすぐることを許されずとぞ。（佐々木曰、英一蝶は、五代將軍綱吉と柳澤某の女房の淫逸を繪に書いた、めに流刑になつたと云ふ史實のやうである。此文に據れば、御庫門徒になつた爲と知れる。）

兎園小説の御庫門徒に關しての記事は右の様である。これは極めて奥州地方の隱念佛の御取上式其他の行事と内容が殆ど同一であるから、長文を厭はず採録した。之に據つて此宗派の内容が略諒解され、又江戸には山崎美成が兎園小説を草して居た前後既に百五十六年から其以上に涉つて隆盛を極めて居たことが分るからであつた。

五

次には奥州地方に於ける、隱念佛の歸往を覗いて見やうと思ふ。傳説に據れば、江戸の善兵衛が前述の如き大仰山な行事を行ひ、英一蝶等が八丈島邊へ流刑になるざつと三四十年以前（今年より凡百六十年代頃）の明和の末頃、仙臺領水澤在（今の岩手縣膽澤郡）南都田村字宇南田、澁谷地家の主人の武七と云ふ者が、隣同志の勘兵衛、五郎八と云ふ者等三人連で、東磐井の室根山の祭禮に行つた。此祭禮は秋九月頃であつたらうと思ふから、此三人が行つた時は閏月であつたと云へば、明和四年の九月であつたらうかとも思はれる。とにかく此三人は其祭禮に行つて、夜麓の町、（折壁か大原か）の宿屋に入つて泊つて居た。武七は大の念佛信者であつたので、立居に始終念佛を唱ふて居ると、隣室に客人があつて、其念佛を大に嘲り笑つたのであつた。武七は其夜は黙つて寢に就たが、何とも氣にかゝつてならぬので、翌朝隣室に行つて、昨夜自分の念佛を嘲つた譯を糺すと、其客人は昨夜の無禮を謝して更に曰く、お前達の念佛は眞統の念佛ではなく、全く空なる念佛を唱へて居るのを聽き、不憫に堪へず思はず洩した言葉故、許せよとの會釋であつた。武七等、然らば如何なる念佛は眞統の正念佛か、見れば御客人は俗家と承るが、聽かせ得るものなら聽かせ給へと云へば、其人は曰く眞に私は俗人にて江戸の墨屋仁兵衛と云ふ者である。今直ぐには其本當の念佛は説聽かせ難いけれども、聽法致したくば、各方々の所と名前

を告げられたい。私はこれから南部の方へ商に往つて、其歸りさにも前達の所へ立寄らうと云置いて別れた。

其からいくばくもなくして、其墨屋仁兵衛と云者が、澁谷地の武七が家に訪ねて來た。さうして何所か静かな室で傳法しやうと云つたが、武七の家には工合のよい座敷もなかつたので、三人の中誰かに土藏があつたのを幸に、其内で秘事の念佛を傳授された。抑々之が奥州地方での御倉門徒、秘事宗門、又の名を御内法、即ち隱念佛の濫觴であると云ふのであつた。(澁谷地家九代目の老師談)

此澁谷地家、隱念物の善智識になつて二代目勘六の時に至つて、此地方に非常な勢ひで御内法が廣まつた。そこで此勘六、水澤横町の山崎奎右衛門と共に國法に觸れて處刑に遭つた。これには其當時の言渡書等も残つて居るので左に寫して、當時の状態を想像する資料として見る。

御裁斷書

伊達主水殿家中小性通以下

一 於其所逆磔

山崎奎右衛門

家財闕所一七日獄門

其身事、淨土眞宗に有之、一心歸命の法を通行の六十六部より傳授し、全く邪法ならざる由、詞を巧みに申紛らすと雖も、淨土眞宗正閑寺、稱念寺等、其身の教法皆以て一派に無之事共にて、却て本山の

制禁の由、兩僧の申口と悉く相違し候上は、邪法に決定し、殊に俗の身として、佛間を飾り、文章を説聞かせ、在々所々翔行さ、一念歸命信心決定の正法と、諸人を勧め、他の疑を避くべき一應の内業（同業か）と云、其身へ歸衣するに及び眞の同業と稱し、追々脇へ洩し聞得、後難に可致を恐れ、其法、蓮如上人より俗へ傳はり候を、同派出家にも聞かす間敷と堅く誓約し、歸依する者を山中に引入れ、或は土藏に會し、如來の繪像を掛け、息返さず助け給へと唱へさせ、甚だ精神を勞らし無性に成候節、手自ら蠟燭にて口中を見て成佛疑なき由を告げ、大に人の信を起し、邪法を以て、數郡の百姓等を誣ひ惑はし、其日を往生と定め、一七ヶ日毎に法事を弔らはせ、旁御政事を害し、非常の重科に依て、右の通被相行候事

寶曆四年五月

伊達主水殿家中小性組

今野庄助

其方儀、朋輩山崎左右衛門、俗の身として、佛室を作り、人を集め、淨土眞宗の文章を讀聞かせ、一念歸命信心決定の語に依而邪法を作り、愚民を欺き勧め候て、歸依し其法を學び得るのみならず、世にも、大切支丹と號し、種々怪敷事共有之由を申唱ると雖共、猶是を尊び信じ、且御糺明の時に至り、其法、眞宗一派に無之趣、正樂寺等申出ると云へ共、屈服せず、不都合の法語を引て、全、邪法なら

ざる旨申募り、重疊不屈に依而斬罪被仰出候事

松岡新左衛門組

吉田大太郎

泉田安藝組

長谷部 助五郎

松前和泉組

菊池傳左衛門

其方共、水澤百姓庄助と云者、善智識と稱し、浄土眞宗一念歸命信心決定の語に依て、邪法を作り、所々に往て、愚民を欺き勧め候を、尊び信じ、邪法を學び得るのみならず、世上に、大切支丹と號し、種々怪敷事共有之由申唱ると云共、猶是を信じ居、改る心なく、土として不法の至なるを以て、流罪被仰付候事

上膽澤郡水澤柳町、百姓長吉事

一 於其所磔家財欠所

庄 助

右之者、浄土眞宗に有之、一念歸命之法に由て、通りし六十六部方より授り、人々にも教へ候處、眞宗にて文章と稱し、重く候書冊の説方へ出合、全邪法にあらざる由申紛らすと雖も、浄土眞宗正樂寺、

稱念寺、其身教方、皆以て一派に無之事共にて、却而、本山之制禁たる由申出、右兩僧申口へ悉く相違候上は邪法に決定の由候。其身事、凡俗の身分として、善智識と稱し、在々所々翔行き、無憚、文章を讀聞かせ、第一一念歸命信心決定之法に事寄せ、諸人を勧め、他の疑を避くべき爲、眞宗の出家へ歸依せしめ、一應の同行と云、追々其身方へ歸依するに及び、眞の同行と稱し、洩聞得候事を恐れ、其方、蓮如上人より初而俗へのみ傳り密し候事に候條、同派の出家たり共、聞し間敷由約束せしめ、歸依する者を山中へ引入、或は深更に及び、土藏へ會し、如來の繪像を前へ懸置き、蠟燭を立、息を返さず、助玉へと唱ひ候由、甚だ精神を勞らしめ既に無性に成候節、手づから蠟燭を持、其者の口の中を見、如來の光明口へ入成佛、無疑由稱せしめ、大に人の信を起し、邪法を以て、數郡の百姓大勢を誣ひ惑し、犬切支丹と稱するに至、御政事を害し、非常の重科に依而、右の通り被行候事

寶曆四年五月二十五日

寶曆四年五月二十五日落着

伊澤郡御藏秘事御裁斷書

御町奉行 青木三十郎

御記録 高橋丈太夫

此記録に依ると、兎園小説の記事で江戸の秘事法門が發表される既に七十餘年以前に、奥州水澤で如斯嚴罰に遭つてゐる信徒達があつた。依つて自然私が記録して來た澁谷地の御本家の話とも年代が違つて、武七と云ふ人が室根山の祭禮に行つて、江戸の墨屋仁兵衛に逢つた當時の見當がずつと昔に遡らなくてはならなくなり、二代目の勘六が水澤の侍衆山崎左衛門と一緒に磔になつた時さへ十六七年の以前になつて居る。こんな單に時代の事さへも、徒らに古く見せやうとする事などが無く、専ら信仰一心の此宗派の内容が知れるやうな氣持がする。此宗派は一切秘密にして居るのであるから、何等世間に古色を帯びさせて崇嚴立派に見せかけやうなどは思つて居ないところに、其意味も力も存することであつた。従つて之を史實として觀る時には、人名時代随分滅茶苦茶である。當時の世間は勿論好惡贊否の巷説も多かつたであらうが、之を立松懷之の「御庫裡御門記」に據ると斯云ふて居る。

仙臺ニテ弘法ノ智識ハ磔ノ罪ニ遇ヒ給ヘリ、(之は明に前出山崎左衛門一派の酷刑を謂ひしものであらう。)吾同行ニ某トイヒシ人、奥州ニテ此法ヲ弘メ繁昌セシニ、名稱寺ト云フ一向寺ノ奥方、深ク歸依シ、或時住持ニ語リテ誠ノ淨土眞宗ト云フハ、京都本願寺ニテ授ケ給フ法ニテハナシ、爰ニ高德ノ人アリテ信心決定ノ秘ヲ傳ヘタマフ、一タビ即往生不退轉ノ領解スハリテ、其尊キコト言語ニ絶ヘタル

ヨシヲ云テ斯法ニ勸メ入ントシタリ。女心ノ淺ハカトハイヒナガラ、アリガタサノ餘リツツミテミダ
リニ語りキカセタル事ナキ大切ノ事マデモ、不殘語りケルヲ、名稱寺語りスマセテ、窃ニ陸奥守殿ノ
寺社奉行へ訴へ出デタルニヨリ、誤ツテ邪法ナリトシテ、一類コトゴトク召捕ラレ、其時ノ智識ハ城
下ヲ引マハシテ磔罪ニカカラレタリ。其外追放ニナリシ人モアリ。名モ知ラレタル鈴木三郎右衛門ハ
其時追放セラレテ江戸へ來リ、前ノ智識ノ方ニ在リテ法ヲツギ、今三郎右衛門トテ仙臺ニ下リテ、南
部津輕マデモ化導アマネク弘メタリ云々。(此書年代及出所は不知、森氏に據つた)

水澤で、山崎左衛門等一味の者が處刑になつてからさつと六十二年(今年から百十五年以前頃)ば
かり經つて、盛岡でも此宗派の一騒動があつた。其時の状態を記して見る。

文化十三年二月十五日

一、盛岡寺社奉行、御目付より當り合に付、御堂喜兵衛、親、禪教坊並、片岸村日向清兵衛、捕押糺
合預申達)、

文化十三年七月十八日

一、禪教坊、並、清兵衛、八戸へ御引付之事、

全八月二十五日

一、受許三ヶ寺へ、寺社奉行野村武一、内意申達書取、

内意書

此度、禪教、清兵衛義、珍敷念佛致信心候趣、相聞得、盛岡より御付届有之、此度八戸表へ御引付御
糺明は不被遂候得共、盛岡にて黨類及白狀候得ば、此方にて白狀も同様之事(此所四字不分)如何と被
御手入候程之次第に候得ば、其寺へ相聞不申筋有之間敷儀、是迄吟味不申出差置候段、越度之至に候、
例令は切支丹宗門に不限、紛敷宗門御禁制の儀慶長年中、公儀御定目を以、寺へも御沙汰仰置候得は、
自然、右様之紛敷儀等有之時は、屹度吟味可申出儀、勿論之事に候。是等之儀御弛ひ置候而は、上に
ても被對公儀、御政事御不届にも相當御迷惑にも至可申哉、右様之節は不得止事、本寺に被及通達候、
其寺々寺跡院跡、退轉にも及可申候。一體正法にても、俗家之者共相弘め候儀は、天下一統御禁制、
切支丹同様之御捌に被仰付候事に候得共、全、右様之不心得之者有之間敷儀候得共、志和領之儀は驅
離候御場所柄故、旁嚴敷吟味之上、家内人別、相改、誓紙取置、其宗旨々々之無相違條、奥書致印形、
當役所へ差出可申候。若又紛敷信仰不致候共、世間之風聞に相成候には人違にても不苦候間、組合親
類隣家之者、受印別段受取、向後紛敷宗門不致信心、其宗門之掟爲相守可申様、屹度可被申付候。萬
一不心得之者有之、印形不差出不法等申募候はば、役所へ訴可申候。尤に候や、八戸表へ御引付之上、
被遂御吟味候。萬一無謂、慈悲之筋を以て、施隱密は、其寺々之可爲越度候間、得と相心得、致吟味、
其宗旨に歸依致候様、取扱可申候。

八月

右之趣、御百姓共へも名主共より申達候様申達、

文化十三年閏八月八日

一、禪教並清兵衛、御答筋相分り候ニ付、入牢被仰付、以御憐愍、組合之者御返之上、賄被仰付

文化十三年九月六日

此事があつてから丁度十年後の文政九年(今年から百五年前)盛岡に再度の事件が起つた。其記事は左の如くである。

文政九丙戌年五月十四日刑罪

本誓寺弟子 順 證

被仰渡

其方儀、先年、二子通數人へ申勸め、淨土眞宗致信仰候由にて、夜中密々致寄合候に付、疑敷筋有之候得共、目出度御時節に付、別段之御答不被及御沙汰候。宗旨信仰の由故、本誓寺弟子に被下置、他領者勿論、近在へも罷出申間敷旨被仰渡候上者、萬端相愼可申候處、其後猶又此度宗旨法談に事寄、不埒之筋有之候趣、相聞候付、御詮議之上屹度被仰付様有之候得共、舊臘、御乗出初而御目見、首尾能仰上、御入部も相濟、格別目出度御時節に付、以御憐愍、此上無御糺、本誓寺に御預、退塞被仰付

者也。

月 日

二子村、亥之太子富之助事

當名 儀右衛門へ

被仰渡

其方儀、行跡不宜に付、文政五年、沼宮内へ御追放被仰付候處、去年十一月、御追放場欠落致し、其上、此御元へ罷出、佛道信仰之由にて數人へ申進め、夜中密々致寄合等、疑敷筋有之段相聞得、重疊不埒之至に付、御吟味之上、眩度被仰付様も有之候得共、奮臘、前同斷に付、以御慈悲此上無礼、揚屋入被仰付者也。

月 日

花屋町

萬 兵 衛

穀 丁

伊 助へ

被仰渡

其方共儀、佛道致信仰候趣にて、數人申合、夜中密々致寄合等、疑敷筋有之候得共、奮臘、前同斷に

奥州地方に於ける特種信仰（佐々木）

（三三）

五七

付、以御慈悲此上無御糺、花屋丁、穀丁住居御構被成者也

月 日

向中野通向中野村

甚

八へ

被仰渡

其方儀、前同斷に付、以御慈悲此上、無御糺問、中野村住居、御構被成者也

月 日

青物丁

伊

助へ

被仰渡

其方儀、前同斷に付、青物丁住居、御構被成者也

文政九年丙午七月十七日

南傳法寺村

治郎助へ

被仰渡

其方儀、大勢申合、怪敷集合仕候旨相聞得候、之間遂吟味候處、一向宗念佛信仰仕、人數へ申勸候段、及白狀候。右様之儀者兼々御禁制候間、屹度被仰付様も有之候得共、以御慈悲、野田へ、御追放被仰付候條、御城下並他御代官所へ立入候はば、曲事可被仰付者也

月 日

同村足澤彦藏知行所百姓

覺之丞へ

同文、七戸へ御追放、

月 日

南傳法寺通室岡村

甚 七へ

同通 下松本村

甚 助へ

被仰渡

其方共儀、於村方、怪敷集會有之に付、被遂吟味候處、一向宗念佛信仰之人數へ加はり候段、及白狀候。右程の儀者、兼々御制禁候之間、屹度被仰付様も有之候得共、御慈悲を以て、御用捨成遣候條、

奥州地方に於ける特種信仰（佐々木）

(三)

五九

向後右之儀、屹度相止め堅く立入申間敷旨、證文差出旨被仰付者也、
右の様な状態が今から百年内外の中奥地方の隱念佛のいささつであつた。勿論仙臺地方に、不受不施とか大切支丹の名目で以て刑罰せられし事はあつたらしいが、大凡前述の様な理由に依つてであつた事かと思ふけれども、其他の理由即ち内面の事情等其正確な史料は遂に手に入らなかつた。

七

此宗派の儀式上の特異的な部分は前述の如くであるが、其外に一つの特長は、此宗派の御本家と謂はれる家には必ず黒佛くろぼとけとか、又は黒佛の御本尊とか謂ふ秘佛を持つて居なければならなかつた。之を持たない家筋は偽の團體だとされ、又さう云はれても一言の云立も立たなかつた譯である。

傳説に據ると、此黒佛と云ふのは、親鸞聖人の御手作になつたもので八體あつたと云ふ。其内一體は比叡山に在つて甘酒買の黒本尊と謂ふのださうである。斯う奥州の隱念佛の徒は云つて居る。一體は京都の鍵屋某方と云ふに在り、一體は岩城白河在の東山大綱の御本家に在り、一體は膽澤水澤の澁谷地家に傳はり、一體は盛岡の本誓寺に在ると、先づ之だけの事は分つたと云つて居る。

此中で盛岡の本誓寺の黒本尊はもつとも有名であり、由來譚も極めて面白いのである。紫波郡彦部村大字彦部ひこべに石ヶ森と云ふ小山があり、此所は奥州淨土眞宗の發生の地であると云傳へて居る。親鸞聖人

の門弟に是信坊と云ふのがあつた。此人は元は貴族の出であつて、吉田ノ大納言信明と云つた人であつた。此坊、臣の千原長左衛門、橋本左内等と共に、奥州へ念佛弘法の爲にはるばると下り、和賀郡一ツ柏村に逗留したが、時に負摺の中に入れて負ひ奉りて來た、黒佛の御尊像が何時の間にか失つて居た。

是信房は大に驚き且悲しんで居たところ、或夜、三嶽觀世音が靈夢に立つて、北上川筋を川上に辿行つて尋ねよと云ふ御告であつた。此主従は夢の御告の通りに大川の流に添ふて上つて往くと、紫波郡の赤石村、犬淵の法領と云ふ所で、舟に乗つた一人の男に遭つた。此男の云ふには、近頃石ヶ森山の千本杉と云ふ所から、毎夜御光が射して、四邊を照すので、附近の川には魚が住まなくなつた。漁がなくて困ると嘆ちた。是信房等は之を聽いて、さては吾々の尋ぬる、黒佛様は其所に在すのであつたかと打喜んで、其男に教はつて石ヶ森の方向へ尋ねて道を急いだ。

話變つて、石ヶ森山の麓に農夫彦太夫と云者があつた。或日偶然に子供が行方不明になり、諸所方々を探廻つたけれども皆目分らなかつた。彼是十數日にも及んだ時、或樵夫が石ヶ森山の巨岩の上で、今迄見たことが無かつた佛像と共に其子が遊んで居つたのを發見した。其と同時に、是信房主従も、彦部川を遡つて、其岩側に來合せた。そして見ると一心に尋ねる黒佛様が、岩上に乗つて子供と一緒に遊んで居つた。其所にまた彦太夫も偶然に來遭はせて共々其機縁を喜んだ。

黒佛をばまづ彦太夫の家に守もりまう申した。それから遠近の信徒が參集して、専修念佛の法が弘まつた。

即ち此所に一寺を建立して、本誓寺と稱した。此寺或頃山火事で全焼した。其時、黒佛は焼失したか如何か見えなくなつた。人々は奇異に思つて居たら、三年目に寺の前の池から一枚の蓮の葉にクルマツテ其佛像が現れた。其からは此黒佛をば、蓮葉カムリの御信念様と云つて、信仰が以前よりも増して盛になつた。

此是信房は、文永三年十月十四日、七十八歳で此地に遷化して墓がある。文永三年と云へば六百六十年以前である。奥州地方の念佛も古いと謂はなければならぬ。後此寺は盛岡へ移つた。黒佛様も共に行つて居る。又石ヶ森の方にも、是信房の腰掛石、蓮池等があつて、參詣人が絶えないのである。

以上の事は隱念佛から云ふ、表法淨土一向の念佛に係はる傳説の如くであるも、内實は此石ヶ森附近を中心として隱念佛の隆盛であつたことは争はれない事實であつた。文化十三年に此所に起つた隱念佛の一徒が、嚴敷吟味に遭つたあげく、其領主である八戸家へ引渡になつたことは前述の御内書に依つても分ることであつた。そのみならず、今本誓寺に在る黒佛等は此宗派の流涙拜跪する物であつた。

澁谷地家の黒佛は丈五六寸の座像で、腰が蜂の如く細く胸にて合掌した眞黒い像であつた。此御本尊は如何謂ふ徑路に由つて澁谷地家に納まつたかの傳説は忘れられて居るが、とにかく此家には昔からあつた。前に云つた二代目勘六が、キリシタンの疑を蒙つて國法に問はれた時、同時に前記山崎奉右衛門も、仙臺の町端七木田の處刑場にて逆磔に架けられた。其日、(澁谷地家の老師は寶曆十年五月二十五日

と記憶して居た。)故里の山崎家では、御本尊の前に皆寄集まつて、一心に拜んで居ると、燈明の熾燭の火がばつと消えた。不思議に思つて復燈火を點けて見ると、御本尊の胸に颯と血潮が飛びかゝつて居た。丁度其時主人左衛門は、胸を貫殺されたのであつた。

此本尊は後世、澁谷地家にあつたが、御脇(内法)の膽澤郡小山村字大畑、鈴木十郎兵衛が持出して家に奉安した。慥かに胸に松脂のやうなものが附着してあつた。現在では鈴木家にも無く、近所の寺僧が持行つて、其所にある云々と。(澁谷地家の老人談。然し現在に此人に此人達の背負ひ歩かれる前記、合掌腰細の座像とは別である様である。それで此尊像と別であるかと問へば、別であると答へ、同じものであるかと問へば然りと答ふ。聞いたまゝに記す。)

此時此家の二代目勘六は前述の如く國法に觸れたので、家附の智識、御脇、其他の同行等は盡く分散して危難を避けた。此家の下男孫平と云ふ者は、自分の故郷南部領、和賀郡の岩崎村字山口に逃伸びて助かつた。此孫平に依つて又其所の野にも秘事内法の火が點じられたのであつた。

一方又此家の伯父(或は勘六の弟か)勘之助と云ふ者は、栗原郡の眞坂村と云ふへ逃げた。さうして此所の原野にも亦其火が點けられたのであつた。

又御脇小野寺某と云ふ者は、久しく姿をくらまして何所かへ行つて居たが、後に故郷、膽澤郡佐倉川村の上幅に歸住して、其所から御内法の狼火を擧げた。さうして本家の秘事が崇るので、改めて御取上

の儀式を改修して、其場面を開放、觀衆の眼前に於て、安心往生の術を授けた。

又其當時分散して、紫波に隱走した者から、所謂紫波派なるものが發生して、前述の石ヶ森派と對立した。其は八重畠村に起つたので、又八重畠派の別稱もあつた。(前記の文化、文政年代の南部藩の御布令に在るやうに、此所の派の分離合着の差別又其複雑したる消息はよく分明しない。例へば、加藤咄堂氏の日本風俗志上卷には左の通りに云つて居る。)

此時、澁谷地の勘兵衛(佐々木曰、此人は後世の人)は難を南部領に避けて、和賀郡岩崎村に隠れて秘かに傳道を企て、其が此地方に蔓延し、別に京都の鍵屋より直傳し來れる木村良安によりて紫波郡地方に弘められた紫波派と云ふものもあつて、今尙盛に行はれて居る云々(四九七頁)

此外の黒佛は傳説の如く八體あらば此外に何處に在るものか、福島の大綱の御本家には必ずあつたと謂ふけれども今は如何か知れぬ。若し他に、奥州の何處かにあるだらうと云ふ想像の下に資料を蒐集して見ると、偶々青森縣三戸郡五戸町に黒地藏と稱する佛體があつた。其佛像は決して他の所謂地藏尊の像ではなく、丈凡そ七八寸の座像であつて、胸部に合掌した腰細の眞黒いものである。即ち澁谷地家の黒本尊と殆ど同一のものであるから、傳説の如く八體あるとすれば、必ず其中の一體である事は疑無いやうにも想像される。今から丁度四十年計り以前の頃、此像の入つて居る觀音堂が焼けたことがあつたが、其時此黒地藏の像は飛んだと云ふて存在不明になつてしまつた。其後久しく其在所が分らな

つた。或時此町の字新町福村鶴松と云ふ人の夢に、俺は觀音堂の裏の竹林の中の斯々の所に飛んで来て居る。淋しくてならぬから元の屋敷に歸つて見たいと云はれるのであつた。翌朝早く其處に往つて見ると夢の御告げのあつた個所に本當に淋しくぼつねんとして御座られた。其からは町の念佛婆連中が十七八人、每晚町内を念佛して歩いて、其金で現在の御堂を建てたと謂ふ。(同町菊池源吾氏の手簡。)

又黒本尊と云ふが、同郡八戸市の近在にもあつた。此方は丈二尺計りの木像立姿で、何でも朽木のやうに見える像だと云はれて居る。これには和讚等まであつたが、傳説は聞いたことが無いこのことであつた。(昭和六年二月、八戸にて某氏談。)

單に黒本尊と云ふ事なら、他地方にも往々にあつた様である。例へば秋田縣の田澤湖にそぐ田澤村玉川の上流、此川に添ふた岩崖の或断面に等身大よりも稍大きいと思はれる佛像が彫刻されて在り、之を土地方では黒本尊と稱へて崇拜盛であつた。此邊、大原、良忍上人が初めて天台念佛を弘法された土地である云々と藤原柏之助氏の談で聽いた。

地は遠隔の所ではあるが、紀州有田郡杉野原の野中、大師山と云ふ所に、昔は大きな堂があつて、其中に、黒佛と云ふ眞黒な佛像が納められてあつた。或時火災起つて、其堂が焼上した時、其黒佛は、同じ野中川向ひである立科と云ふ家の屋根の上を、オウイ、オウイと呼びながら室川の方へ飛んで行つた。(森口清一氏の有田郡傳説集草稿。)などと見えてゐた。

此黒佛の話も、正式なる文献に就て見たら、尙確なる物に出會すこともあらうか、目下の自分には右の位の資料の外持合せが無かつた。ただ此だけの貧しい資料にしても、秘事念佛の浄土、一向、眞宗の念佛以外に古い姿の物があつた事が分る。奥州の山野に古く弘まつた天台眞言の念佛の到來した信仰の對衆物が如何なるものであつたか、勿論今日正確には分らぬであらうけれども、多くは現在僅に残存せる古い家の樺皮佛、或はオクナイ様、さうして此黒佛等も其一部では無かつたか、樺皮、オクナイは勿論念佛の一變形信仰であることは疑はれるとしても、眞宗念佛は全く別途の徑路と發生とをとつて、各々の道々を歩いて居たことだけは略想像出来るやうである。今の智識本人等其他が如何に謂はうとも、奥州中部に於ける隱念佛は、天台眞言の傍流を通つて來たものだけは確では無からうか、其は秘事も尙更ながら、其唱號、結指、動作等から推理出来る一の好證である。

八

奥州中部地方の隱念佛が、同地方の十月佛即ち樺皮佛、オクナイ様、其他或はオシラ佛にまでも關係はありはしないかと自分は想像して居る。斯云ふ眼で見たら其他の所在諸念佛とも密接な關係が、聯鎖が、無いではないかと云ふ疑雲に迷出すのであるが、すくなくとも他地方の念佛を此場合窺見することも必要であるかも知れない。もつとも奥州にも此念佛と並行して糸引念佛もあつた。此念佛は別に糸引名

號とも云つたことは聞いて居る。佛手五色の絲から由來したものである事は疑を入れぬ。山崎美成の世話事百談に曰く、彌陀の手糸、新古今和歌集の法圓上人の歌に、南無阿彌陀、佛の御手にかゝる糸の、終り亂れぬ心ともかなと云ふのが出て居る。長秋記、元永二年十二月十四日(八百十三年以前)の條に、阿彌陀佛、手附ニ五色糸ニ引付、件佛臨終料丁寧所奉作也と云ひ、又盛衰記に、佛の御手に奉ニ結付ニ五色の糸引かへ給へる心地になぞ見えてゐる云々と云つて居る。

此念佛等も奥州には一時流行した名残を留めて居た。岩手縣紫波郡古館村の某家には、糸引の御本尊が在つて附近の信仰を集めて居た。此御本尊の前に信者が平伏合掌して一心に念佛を唱へると、御尊像の手から胸の邊から、ちらちらと五色の糸が蜘蛛の巢のやうに漂ひ引くと云ふのであつた。(宮本愛次郎氏談。其生家に此像が在る。)

尤も此念佛までも關係のあるやうに觀る時には他のウシロ佛、釘念佛、斷抹磨念佛等其他から、信州小縣郡上田附近にあると云ふナマダゴの類をも併せて考へなくてはならぬのであらうが、其中一番心に懸るのは、其ナマダゴであるから少しく言はう。

倉光清六氏の「憑物鄙話」に據ると、武州秩父郡地方には、秩父の三害として、怪異ありと云はれる家筋が三種類あつた。其一は即ち曩に述べたオサキ狐、他の二はネブッチョウとナマダゴである。ネブッチョウといふは小蛇の類と云ふ噂で、昔より其家に付まとい、息なり娘なりが他家へ縁付くと小蛇も付添つ

て行くから、段々家筋は殖えるばかり、然も其主人の怨を懐く家には、ネブツチョウが依託して家内の者を惱まし、煩はし、恨深ければ取殺す。或は身上を衰へしめる。よつて世人は非常に之を嫌忌するから、中には處を立退いて他國へ行くもあり、其任捨てた空家も決して少い數ではない。しかし其家屋敷或は田畑にても、觸れば必ず祟があると云つて、手をつける者は愚か地面に踏込む人も無い。

ナマダゴと云ふ家筋は更に卑劣な筋目であるが、是は彼岸や月見の團子を拵へ、甑に入れて蒸すと、必ず三つ宛、生の團子が出来ること云ふ(遊歴雜記四篇)信州東筑摩郡地方では、ナマダゴは其昔村内の死人の葬式のことを取扱つたものと云ひ、死者の枕團子を食ふと云ふ意味で、生團子と呼ぶのだと云ふ説もある。(郷土研究二ノ五、五〇頁)小縣郡上田在のナマダゴは、やはり昔死人を取扱つたもの由、昔からの舊家で随分權威があつたが、通婚を何となし忌嫌はれてゐる。(民族と歴史二ノ六、五二頁)然し實はネブツチョウもナマダンゴも、ナマガラ(筋目)の各々一階級で、此家柄に上中下の階級あり、最下が即ちナマダンゴ、中が即ちネブツチョウで、ナマの長、最上は阿彌陀と云ひ、ナマガラの總長で、猶今日の和尙に類する者だと云ふ。(民族と歴史六ノ六、六〇頁)七十餘歳の老人の話ださうだが、これは恐らく正しい傳であらう、ナマダンゴと云ふまでもなく南無阿彌陀講で、遊歴雜記にナマダゴとあるは一層原形に近い云々。(民族と歴史八ノ一、一四七頁)

中奥地方の隱念佛の信條として阿彌陀如來に極樂往生を祈願する稱號は必ずナマシダアと唱ひて、ナ

ムアミダブツと云はないことであつた。ナムアミダブツと申せば既に本念が地獄に墮ちてゐる。相應因果の三千世界の阿彌陀如來には、頼む人の言葉と信心によつて善も現はれ又惡にも現はれて來る。眞の成佛を願はば必ずナンマンダアと唱へなくてはならぬ。一の聲の名號は過去の世界への供養であり、二の聲の名號は現在我の安心であり、三の聲の唱號は未來へ渉る功德であらねばならぬと説いて、何れもナンマンダアと聲のみが三世に響き波流の如く通じ達して行くと云ふのが、此唱號の尊い所以であると云つて居る。何かしら信州のナマダゴに通流する氣息があるが如くに思はれる。

九

私の知つて居る範圍内に於ては、森嘉兵衛氏の「岩手縣下に於ける隱念佛」の一文が、此宗派の歸往を説明した唯一の論文であつた。氏の論文は實に論理整然として資料を實に熟々咀嚼消化して實に混然たるもので、例へば此隱念佛が何故に中奥の天地重に舊南部領に盛であつたかを、其當時の社會組織、主に氏自身専門の經濟方面から觀察して、よく往時の民百姓の生活を述べて居た。曰く完成せられたる徳川時代の封鎖的封建社會は、武士階級對農民階級の公法的對立に依つて關係づけられ、土地生産制經濟社會を構成して居つた。武士階級は支配者として土地に對する課稅權を有し、農民の所有する土地に無限の徵稅權を強行する事に依つて身分的生活を支持することが出來たのであつた。武士階級にとつては、

農民は單に租税を納むる爲にのみの存在價值があり租税を生む機械たるに過ぎなかつた。胡麻の油と百姓は絞れば絞る程出るもの、又百姓は財の餘らぬ様に、不足無様に治る事道なりとして、農民は身分的に被搾取階級として決定されて居たのであつた。

自作農の小作農化、獨立的一企業家としての自作農は、從屬的小作人、隸屬的名子に滑下せしめられ、支配階級の被支配階級に對する彈壓は其極限に達して居た。此限度を越えた時百姓一揆は怒濤の如く領内をあげ廻つた。徳川中世以後に到つて此武士階級對農民階級の對立關係は益々其尖銳の度を加へ、上司に對する農民の反抗は二十有餘回の百姓一揆として、社會の表面に躍動する事になつた。なかんづく寛政七、八年、天保七、八年、嘉永六年の勃興は一揆の代表的のものであり、殊に嘉永六年の一揆の如きは、三閉伊海岸通の農民が、南部藩領民たる事を潔しとせず、公領又は仙臺領民たらんとして、三萬有餘の農民大舉して仙臺領に逃散した如きは革命的色彩強く、農民運動の大規模たること全國に類例が少かつた。

(其と前後して又)加ふるに、南部藩に於ては、元祿十一年より大體三年目毎位に飢饉續出し、就中寶曆、天明、天保年度に於ける飢饉は二十四萬三千石の石高皆損の状態を演じ、其都度餓死者數萬を出し、人口は三十五六萬より二十七八萬の間を上下して、何等人口増加經濟力發展を示さずして、衰微振はない社會のまま、此を明治へ送越したのであつた。

此間農民は惡政と重税と飢饉のために、文字通りに禽獸に均しい生活を續け、羊の如く草を食ひ、蠅の如くに斃死した。間引、子返し、捨子等は公然と行はれ、田畠は二束三文に賣拂はれ、親姉妹を擔保として負債を起し上納しなければならなかつた。

如斯經濟社會に呻吟した農民階級は云ふまでも無く教育などは受ける餘裕もなく、又其施設も無かつた。極最近迄尙盲曆(めくら曆)めくら心經(般若心經)等を利用して居る人の在るのを見るも、如何に當時の民衆が未教育者であつたかは知れるのである。

然乍ら如斯未教育者であり、支配階級より「物」として取扱はれて居たとは云へ、彼等も猶一個の人間階級であり、自己を人間と限定する意識を明確に持つて居た。長さ封建惡政の下に壓迫搾取せられ、萎縮して居つたとは云へ、人間の意識迄は搾取されはしなかつた。階級と經濟生活が不斷におびやかされればされる程、他方に何等かの安心を求める意慮は尖鋭化され、内部的に秘密的傾向をとつた、斯した情勢の中に投ぜられた隱念佛が急激な信仰を集めたも、其内容が此世情に最も有意義に適合したからであつた。然らば其隱念佛とは如何なる内容を持つた宗教であつたか(其文意摘要)以上は森氏の論文の發端の一部分であつた。

一〇

秘事法門の起源發生の事に就ては、勿論皮相的に其開祖は親鸞の子善鸞であり、又後の蓮如であるとの説は諸家の謂ふところである。(山田文眼氏の眞宗略史、眞宗大系中の異議集秘事法門、其他八萬帖、御袖下等申すまでもなく、さう云つてゐる。此等の諸書は巷間多くありふれたものゆへ、此所には其詳細を轉寫する煩を避ける。) 然乍ら必ずしも此二人の時代に創始された宗教で無い事は少しく考へてみたら分ることであらう。例へば前述の此宗唯一のマンダラである所の六字の名號、或は彩光を放ちた阿彌陀佛、聖徳太子出廬之圖、其他守屋ノ大臣の戦争圖等は、三陸地方では樺皮佛とも十月佛とも云つてオシラ神(佛)に屬した物の一の分布がある。又之をオクナイ様とも稱して居る。此物は昔未だ土地に寺院も僧侶も無かつた時代、葬式の時に棺の眞先に此を竿に懸けて捧持ち墓場へ往き、其所では木の枝等に懸けて念佛唱へて葬をしたと謂ひつたふ。村部落の草分の舊家には必ずあつた。尙此樺皮は何に使用した物か木皮で造つた筈の中に廣く折つて一杯藏つて在つたのを見たこともある。(村の大同の家にて)そして其筈には例の諸種のマンダラ類が一緒に入つてあつた。之は此家では勿論オシラ佛に或はオクナイ様に附屬した品物であつた。

又一方此樺皮佛、即掛軸様の六字の名號等に絡まる傳承には、大凡同様のアラタカな話が附纏ふて居た。一々其例を擧げるまでも無く奥羽諸所に多い童形神の農業手傳、火事避難、盜賊捕虜、其他吉凶の前兆に現はれる話は吾等は聽倦きて居る。然しながら聽棄てにならぬ問題は此等の事情の大凡は盡く此

樺皮佛、或はオクナイ神にくつつき、或は其變形であつた事が分る。ザシキワラシの所作にせよ、其他の家付きの神々の兒戯に均しい所作は其宮の中に又此六字の名稱の煤けた樺皮佛に終つてゐた。そして其は一方に又隱念佛の徒のタノム目的の最至最尊の對象物であつた。此所に於て私達は彼の童形神或は神ども呼ばれぬまでも墮落したへた、然し其元は慥かに神であつたであらう所のザシキワラシまでも思及ぼさなくてはならぬのである。

彼のザシキワラシは古家の奥座敷の暗がりに出没して常人凡人には姿を現さなかつた。何故さう隠れて居つたか其は云はずとも秘密神の姿を充分に未だ把持して居たからであつた。先年(大正九年)自分は自分の郷里の話を集めて、「奥州のザシキワラシの話」と云ふパンフレットを出した。其書に柳田國男先生が「此序に言つて置きたい事」と謂ふ此ザシキワラシなる物についての御所見を書いて下された。其に據ると佛教の方で護法と云ひ、又は天童とも使者とも言ふのは、本來其宗教の大きな力で以て招き寄せたものだから、人と云つても精々名僧の處へ來る迄であるが、我々の心得童子は在家は在家にも來て仕へる。さうして其家を長者にせざれば止まぬやうである。さうして先生は出羽の鯉川と云ふ所に住む貧乏な夫婦が此童子の援助によつて富貴になつた事を教へて下された。寶曆七年の事であると云ふ。姿は決して見せた事が無いが、何處からと無く人の聲で物を云ふ。後には馴れて怖くもなくなつた。主たる援助は夫婦の間に應じて、何でも未來の事を云つてくれて、其が皆中ることであつたが、時としては食物

などを彼等の求に従ひ、何なりとも調へて持つて來て食はせる。此と同時に近隣の家では、餅なり饅餡なり其だけの物が無くなる。人有つて其聲に由つて其物を取留めんとすれば、形は見えないが力すこぶる強く、相撲を取り捻合をする體にして、曾て誰にも負けなかつたとある云々。(奥州のザシキワラシの話一〇三以下)

これなどは岸一大博士の大に唱導される朝鮮生れの明道童子の靈、即ち博士の云はれる靈子と云ふ物と其働が殆ど同一である。俗説に聞くと朝鮮にはミンドウ靈子に類した童兒の靈魂を使つて幽現兩界の橋渡し、乃至は現未來の八卦迄も行く一種の巫女が存すると云ふ。其は精々七歳位迄の女兒を生きた儘、首から上だけを出して土中に埋め、其眼前に日頃其子の好みし食物菓子等を並飾りて置く。其飢餓の爲に其を欲して凝視しつゝ七日位に至れば眼珠が食物に集注して突出した儘殆枯衰し、其所に人が行つても氣がつか無い様になる。其時不意に首を斬放して、或一定の儀式に依其靈を髑髏に宿すさうである。其髑髏に憑いた靈の特長は、姿が見えぬが聲だけは明かにする。豫言等凡ては其聲が空間からすると言ふのである。

此話等は餘りに一向念佛に憑いた御白佛、或はオシログスリの製造法に似て居るのは奇怪である。例へば松屋筆記卷三十九に、拔萃撮要と題する、高州高崎善念寺の僧秀覺が筆記を上州白井源空寺で僧亮運が寫せるものであるとて、

：一向宗の御白藥、紀州法然寺圓成上人ハ十八歳ニシテ出家ス、則一向宗ノ人也。其母初嫁シテ圓成ヲ生、再縁シテ一向徒ノ妻トナル。其寺先ニ一子アリ。此以圓成淨土宗トナル。其母語云、我宗ニ御白ト云フアリ、何ヲ以テ作ル事ヲ知ラズ。或云白犬ヲ養ヒ、其犬ヲ全ク地中ニ埋メ首ノミヲ出シテ、種々ノ珍味ノミヲツラネ、其首ノ前ニ置ク。白犬此ヲ喰ント食物ヲ念ジテ氣單ニ逼ルニ及ビテ、犬ノ首ヲ切テ、是ヲ焼灰トナス。此灰ヲ人ニ與ル時其人大信ヲ起シテ、單ニ身命ヲ願ミズ財寶ヲナゲウツト云。如レ此邪教ヲナス、汝此宗ニ居ルベカラズト、終ニ鎮西ニ投ジテ出家シ、淨土奮迅鈔ヲ作り、教行信證ヲ破斥スト云々。兩本願寺東都參向ノ時分、道俗均シク、御杯頂戴ト云フ有、御盃頂戴ノ事ニアラズ御灰頂戴ノヨシ、各土器一枚ヲ得テ歡喜ス。此灰ハ親鸞聖人ノ遺灰ニシテ、此灰ヲ服スル時、此身則親鸞聖人ナリト傳受ス。一説ニ此事ヲ御白ト云ト云々。運碩上人及當麻奥院幡海上人(始住ニ二條清光寺ニ爲ニ役者)ハ兄弟也。其父ノ家ハ一向門徒ノ豪富也。曾テ門跡歷代死相ノ不善ヲ聞テ二子ヲ淨家ニ投ジテ出家セシム。兩門跡歷代、將レ死時、七顛八倒、其相不可忍見、此時ハ簾中連枝トイヘドモ其傍ニ入レズ。家老ノ下妻氏ナド云フ如キ譜代昵近ノ者ノミ介抱ス。死了テ沐浴シ、灰ノ如キ物ヲ死骸ニ散ズ。其時惡相忽變ジテ無上殊勝ノ好相トナル。サテ諸人ニ拜セシムル事恒例三日ナリ。愚人此相ヲ見テ渴仰シ、讚美歡喜スト云々。御白ノ事西國中國邊ノ人ハ時々云出事アレド、關東ニテハアマリ沙汰セヌ事ナリ。秀覺知己ニ深川某寺ノ上人モト一向宗也。兒ノ時、御白ノ事ヲ聞知リ、御白トハ

白犬ノ灰也ト云テ母ニ叱ラレシト語リキ。此上人モ中國産也云々。鵜木村光明寺ノ靈祐法師ハ雲州也。其師故郷ニ至テ考妣ヲ追福ス。其寺一向徒也。即彼寺ニ入茶一碗ヲ服ス、香烟不常、快服畢而歸、扱其寺ノ玄關破壊ヲ見テ頻ニ信心オコリ、金五十兩ヲ出シテ修復ノ用途ニ宛ツ。師ノ性質甚慳吝ナリシカドモ、頻ニ寄進ノ心生ジテ彼一向寺ヘ財施スルコトヲ厭ハズ。五年許ヲ經テ後頓悟シ、曩ニ茶一碗ヲ服セシハ例ノ御白ナリケンユエニカ、ル臆念モ起ルニコソト懺悔シ、七日別時シテ後遂ニ本念ニ復スト云々。

右の説は勿論他宗の僧侶の念佛に對する惡口であらうけれども、何かしら根據の無い話でなかつたであらう。中山太郎先生に據ると、犬神、猫神の例を引かれて多くの話例を擧げられて居るが、土州淵岳志卷六の、讚州東ムギと云ふ所に何某あり、讐を報ずべき仔細あれども時至らず、日夜これを嘆く。或時、手飼の犬を生ながら地に埋め首許り出し、平生好む所の肉食を調へて、犬に言つて曰く、やよ汝が魂を吾に與へよ。今此肉を食はずべしとて件の肉を喰はせ刀を抜いて犬の首を討落し、それより犬の魂を彼が胸中に入れ、彼れ仇を爲したる人を咬殺し、年來の素懷を遂げぬ。それより彼が家に傳りて犬神と云ふものなり云々(日本巫女史、五四一頁)

又曰、先生が南方熊楠氏の報告を集めた「南方來書」卷十の記事を引用されて、：田邊町と山一つ隔てし岡と云ふ村落の小學校長の談に、此岡には今も代々の巫子數家あり(中略)此者の言ふには、蠱神は三毛

猫を縛り置きて鯉節を示しながら食はず、七日経るうち猫の慾念は其兩眼に集る。その時其首を刎ね其頭を箱に入れて事を問ふとの事なり。熊楠思ふに、かゝる事は毎度聞くところにて、安南にても犬をかくする事あり、吾國の犬神に同じ。又國により人の胎兒を用ふることあり「輟耕錄」に見えたる小兒を生剝して事を問ふ術なども大底似たことなり。此岡の巫子は隱亡の妻なりと聞く、猿、犬、猫などは假話にて、實は人間の頭を用ふるならずやとも存ず云々。(日本巫女史、五四四頁)

此所まで述べて來ると、奥州中部のキツ童子、即ちキツの中に入れて蒸殺した童子の魂魄の念佛童の話が胸に浮んで來る。(私の奥州のザシキワラシの話、八四、八六頁)が其等も必ず此隱念佛と關係があつたであらうと想像をする。尠くともムテキの死様をした小兒の髑髏、其物に取憑いた怨念に顛へてゐる。下等な靈魂、又其の持つところのいこちな偏狹な強い力を利用し且つ信ずる一種の信仰があつた。勿論之は古い或種の巫女の宗教であつたことは疑はれない。

自分の考へるところに依れば、とにかく奥州中部だけの感覺を云ふと、古くから一種の童子魂魄信仰が存して居た。北方から或は朝鮮からかの渡來信仰か否かは別問題として、其に類した信仰なり對象物等が存して居たのに、古く天台眞言或は一向其他の念佛宗が入り來りて、混線變形して一方は原形を止めて僅かに別途をとつて民家に隱れ、一方は親鸞、蓮如と呼合せをして見たが、矢張り原形の因縁が纏着き、それから全く脱出し切れなくて、行事を秘密にした因縁の纏着、惡縁の絆であつた。謂ひかへれ

ば一方は原形を濃厚に保存しつゝ昔話と傳説を多く脊負つてオシラ神に、オクナイ神に、ザシキワラシになつて古い姿に停滯し、一方は佛法と云ふ新思想と仰合結着をして見たが、ごうもち里が悪い爲に世間並の交際が出来なかつた。斯觀るのも又一面の方法であるかも知れないと思つて居る。然し誤解を避ける爲に一言云ふて置かねばならぬ事は、オシラ、オクナイ、ザシキワラシの其れが前説が完全だと云ふ譯の話ではない。云迄もなく此等の物は其時代と流行によつて幾度も姿を變へて來て居るのである。私の言ふのは何れも其側面の觀方、さう云ふ事、時代も慥かにあつたであらうと謂ふ例の臆病勝ちなる考へである。

然し此宗派の秘密にしたる所以を非常に合理的に學理的に解釋したのは前記の森嘉兵衛氏である。曰く、隱念佛が他の信徒に其内容を秘密にしたのは、一方他宗門の關係より、或は當時の社會的狀態の上の必要より生じたのであるが、地方信仰をより神嚴化する爲に重大な役割をしてゐる。即ち自己の信ずる宗教は何人も知らない、そして自分だけが眞實に救はれてゐると云ふ事に依つて自己満足に陥り、従つて之を他に漏洩する事を恐れ絶対に秘密を守る事に依つて、其信仰が愈々高く尊嚴になると信じて居たのであつた。

加之此宗門が弘められた當時より、他宗門の迫害があり、且正統派の淨土眞宗の反對壓迫あり、遂に司直の手に訴へてまでも之が鎮壓に腐心した等の事情が、此宗門を極端に秘密的ならしめた重大な原因

の一つであつた。従つて之を布教する善智識、其他の役員は、其信徒に對して其秘密を嚴守せしめ、親子夫婦にさへも之を告ぐれば信仰破れるとなし、之を他言すれば本人は勿論六親眷族共に、三世迄も佛罰を受くると信じ、且つ教へ、猶新信徒は三年間、他の信徒を勧誘する事を禁じて、極力之が他に漏洩することを防止した點にある。

次には從來の佛教は餘りに抽象的であつたのに反し、此法門は實證的で且具體的に信念決定をせしめた。例へば淨土眞宗は彌陀の大慈悲を説きながら、一切の信心決定は、あなた任せであり、一心萬望に念佛申せばとて、其で地獄に墮ちるか極樂に行くかさへも分らず、總てが不分明であつた事に對し、隱念佛は御取上に依つて即身即佛の境に入り、生きながらにして極樂淨土上りの保證を與へた。

次には此宗派は對象の多く農民階級であつたので、其閑暇の餘裕ある冬期に集會を催し、簡便に理屈抜きに御影話を重にして平易に法を説いたことにあり、此宗派の尤も特長は信者から必ず強いて布施供物を受けなかつた。そしてあらゆる宗教もさうである如く、淨土信宗も祖師の意に反して漸次形式的教義的となり宗教の純粹なる絶體歸依の感情を充實せしめる熱を失ひ、有閑階級の交際機關に墮して一般民衆との間の宗教的親密さを失ふに至つた。此間に於て此法門は個別的に一人々々を信仰に導き、具體的に絶體歸依の感情を誘導満足せしめると共に、常に善智識と信者との親和を計り、平素一團の俗人同志夫々の家業を營みつゝ精進生活の日を送ると云ふ様に組織を作つたと云ふ事は永く民衆の支持を保つ

た所以であり、最も注意すべき事である云々(文意摘要、論者に謝す。)と謂はれて居る。之は熟々奥州の民衆と此隱念佛との消息を分明させ得る論旨であつたので此所に借用した。(六月三日記)

佐々木喜善